

令和元年度自家用電気工作物立入検査結果について

那覇産業保安監督事務所保安監督課

令和 2 年 4 月 1 日

1. 立入検査の目的

自家用電気工作物の設置者は、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任し、保安規程に基づき、電気設備に関する技術基準に適合するように常に設備を維持して、電気の安全使用、電気事故の未然防止並びに公害防止等を図る義務があります。

当所においては、自家用電気工作物の設置者に対し、保安規程の遵守、電気主任技術者の保安業務の実施状況等について確認するため、電気事業法第107条の規定に基づく立入検査を実施しています。

2. 立入検査対象事業場の選定及び概要

令和元年度については次の事業場を選定の上、12事業場に対し立入検査を実施しました。

- (1) 電気事故が発生した事業場
- (2) 電気保安の実態の把握が必要と認められる事業場

なお、対象事業場の規模及び主任技術者選任形態内訳は表1のとおりです。

表1：規模及び主任技術者選任形態内訳

	低圧	高圧				特別 高圧	合計
		100kw未満	100kw以上 500kw未満	500kw以上 1000kw未満	1000kw以上		
専任	0	0	0	2	0	2	4
兼任	0	0	0	0	0	0	0
許可	0	0	0	0	0	0	0
統括	0	0	0	0	0	0	0
外部委託	0	6	2	0	0	0	8
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	6	2	2	0	2	12

3. 立入検査の実施方法

立入検査では、事前に各事業場に文書による通知を行った上で立ち入りし、主に以下の事項について、電気工作物の外観検査や点検結果等の書類を検査します。

- (1) 電気主任技術者の執務状況
- (2) 保安規程遵守状況（組織、保守、運用、保安教育、災害対策等）
- (3) 電気工作物の維持管理状況（技術基準適合状況等）
- (4) 電気事業法関連法令に基づく諸手続の遵守状況

立入検査の結果、指摘事項があった場合は、現場において、設置者に対し書面で指摘し、設置者は改善の結果について、後日書面により報告します。

4. 立入検査の結果

- (1) 電気工作物の維持管理状況（技術基準適合状況等）

確認された電気工作物の施設状況については、電気設備の技術基準に抵触している保安上懸念される指摘事項が7件見受けられ、文書により指摘しました。（表2参照）

表2：保安上懸念される指摘事項

不良事項	件数
電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。	2
接地抵抗値が基準を満たしていない。	1
接地線の施工が不適切となっている。	1
高圧受配電設備の出入り口に立入禁止の表示がない。	2
高圧受配電設備の出入り口に施錠装置がない。	1

注1) 1箇所の事業場で複数の指摘事項がある場合はそれぞれに計上されている。

注2) 1箇所の事業場で同じ指摘事項が複数箇所で見られた場合でも1件として計上している。

5. まとめ

令和元年度は、指摘事項が7件でした。指摘した不良事項のうち、絶縁抵抗値が過大で基準を満たしていない箇所は、同一事業場内で複数見られました。改善すべき箇所が複数あるため、金銭的・時間的コストを要するものではあります。電気事故防止の観点から1つずつ確実に改善していくことが重要です。また、接地線の施工が不適切である事項は、竣工時点から接地端子と接地極が未結線となっており、接地が行われていないものでした。工事業者や施主の皆様におか

れては、設計通りに施工が行われているかを確認するとともに、既に使用している電気工作物についても不良が無いかご確認ください。最後に、受配電設備への立入禁止表示や施錠に関する事項は、毎年指摘が行われている事項です。表示板があっても、劣化等により文字が見えなくなっている場合も指摘の対象となります。設置者並びに電気主任技術者におかれましては、今一度ご確認をお願いします。

自主保安体制のもと、立入検査等で指摘されるまで放置することなく、技術基準を満足し、安全な電気設備の維持・運用に努めることが重要です。

月次点検や年次点検は、保安規程に基づき、適切な方法、頻度で確実に実施しましょう。年次点検未実施の事業場は、電気事故を引き起こしうる要因が事前に把握できず、危険な状態のまま放置しているため、設置者及び保安管理業務受託者は電気事業法違反となります。

また、過去の事例では、定期点検等において、電気主任技術者から相当期間指摘を受け続けている（PASが古いので取り替えを要する等）にも関わらず、設置者が改修等の対応を行っていない事業場も見受けられました。設置者は、事故を未然に防ぐため、電気主任技術者の意見を尊重し、適切な措置を取りましょう。